

## 1 令和2年度の児童相談所状況について

### <全体状況>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大し、これまでに経験したことのない先の見えない不安感に包まれた中で始まりました。本県においても、前年度からの一斉臨時休校要請が継続され、4月7日には緊急事態宣言が発令されるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、児童相談所における業務にも様々な影響が見受けられました。

(表1)の通り、全ての相談種別において受付件数が減少しており、なかでも虐待相談においては統計開始以降初めて減少に転じました。これには様々な要因が想定されますが、虐待相談の経路別統計では、3月から5月にかけて学校や市町村からの相談が著しく減少する傾向が認められるなど、休校要請期間等の影響が色濃く反映されています。今後もコロナ禍の状況が続く中、子どもが家庭に籠りがちになることで周囲の目が入り難くなり、虐待や体罰が潜在化することが懸念されます。子どもの安心・安全を守るため、児童相談所は関係機関とより一層の連携を図り、新たな時代に即した対応を図ることが求められています。

(表1) 児童人口、相談受付数と主な内訳

年度	所管 児童人口*	相談 受付数	養護相談 (虐待以外)	虐待 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談
28	430,550	8,702	620	3,514	3,553	142	661
29	426,232	9,454	735	4,190	3,441	157	740
30	421,723	10,633	752	5,348	3,423	147	707
R元	416,130	12,486	879	6,704	3,691	129	752
2	410,830	11,012	792	6,231	3,059	96	621

(\*所管児童人口は神奈川県年齢別人口統計調査より)

### <新たな取組みの推進と児童相談所の再編について>

- 令和2年4月改正児童福祉法が施行され、しつけで体罰を行ってはならないことが法制化されました。本県においては、虐待や体罰を未然に防ぐため、「子どもの気づき啓発紙芝居」「子どもの気づき啓発カード」を幼稚園、保育施設、小学校に配布しました。また、保護者向けリーフレット「子育てやしつけに困ったら」も作成し、子どもから大人まで幅広く認識されるよう、体罰防止普及啓発事業の推進を図りました。
- 令和元年10月に開始された「かながわ子ども家庭110番相談LINE」については、相談件数が大幅に増加する中、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応できる体制を構築するため、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と「児童虐待防止SNS相談事業に係る協定書」を締結し、令和2年7月から全県での合同実施が開始されました。今後も子どもや保護者の悩みに応じる身近な相談窓口として、積極的に活用されることが期待されています。
- 近年、本県における児童虐待相談件数は年々増加し、複雑困難化する事案もあり、対応を強化するため児童相談所の増員を図ってきました。しかし、その結果、中央児童相談所と厚木児童相談所は職員数が100名を超えるなど組織が大規模化し、より迅速かつ的確に対応できる運営体制の確保が課題となっていました。児童相談所の組織の適正規模化を図るため、所管区域の見直しが行われ、令和3年4月から県所管の6ヶ所目となる大和綾瀬地域児童相談所が開設されました。これまでの5児相体制での統計報告は本稿が最後となります。今後も県所管児童相談所の更なる再編が見込まれており、児童相談所の在り方も新たな局面を迎えています。